

令和 3 年 9 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

- 第 10 号 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 . . . 1
- 第 11 号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例 . . . 2
- 第 12 号 長門市重度障害者福祉手当条例の一部を改正する条例 . . . 3
- 第 13 号 長門市草地条例の一部を改正する条例 . . . 4
- 第 14 号 長門市金子みすゞ記念館条例の一部を改正する条例 . . . 5
- 第 15 号 長門市香月泰男美術館条例の一部を改正する条例 . . . 6
- 第 16 号 財産の取得について（30m級先端屈折式はしご付消防自
動車） . . . 7
- 第 17 号 市の区域内の字の区域の変更について . . . 9
- 第 19 号 人権擁護委員候補者の推薦について . . . 15

報 告

- 第 1 号 専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額
を定めることについて） . . . 16
- 第 2 号 権利の放棄について . . . 17

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所の確保要件を適用しない場合の要件の明確化（第 42 条関係）

第 42 条第 1 項第 3 号では、特定地域型保育事業者は、在籍児（0～2 歳児）が卒園後の必要な教育・保育を受けられるよう、連携施設（認定こども園、幼稚園等）を適切に確保しなければならないと規定していますが、この連携協力事項を適用しないことができる場合として「児童福祉法第 24 条第 3 項を同法第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合」を明記

- (2) 文言の修正（第 42 条関係）

- (3) 電磁的方法による対応の追加（第 53 条関係）

特定教育・保育施設等と教育・保育給付認定保護者等の間で相互に電磁的方法によるやり取りを行い、事業者における諸記録の作成、保存等についても、原則として電磁的な対応を行うことができるよう新たに規定を設ける。

3 施行期日

公布の日

4 その他

本市において、この条例に基づき特定地域型保育事業を実施する事業者はありません。

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 用語の定義範囲及び文言の修正（第 6 条関係）

ア 「教育」及び「利用乳幼児」の用語について第 6 条第 4 項第 1 号でも用いられていることから定義の範囲を改める。

イ 文言の修正

(2) 電磁的方法による対応の追加（第 49 条関係）

家庭的保育事業者の業務負担軽減を図るため、事業者における諸記録の作成、保存等や利用者等への説明・同意について、原則として電磁的な対応を行うことができるよう新たに規定を設ける。

3 施行期日

公布の日

4 その他

本市において家庭的保育事業等を実施する事業者はありません。

長門市重度障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

障害者（児）の状況に応じて障害者（児）本人への福祉手当の支給を可能とするため所要の改正を行うとともに、受給資格者の認定申請から手当の支給までの一連の行政手続きを円滑かつ迅速に行えるよう所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 受給資格の見直し（第3条、第5条関係）

障害者（児）の状況に応じて福祉手当を支給できるよう受給資格を次のとおり改める。

区分	受給資格	
	改正前	改正後
障害児	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者 ・保護者のない障害者本人
重度障害者	保護者	
その他の障害者	※独居世帯の場合は障害者本人	

(2) 基準日の変更（第3条関係）

受給資格者の認定申請、受給資格者の認定、福祉手当の支給までの一連の行政手続きを円滑かつ迅速に行うことができるよう基準日を次のとおり変更する。

【改正前の基準日】 当該年度の3月1日

【改正後の基準日】 当該年度の12月31日

(3) その他文言の整理（第2条、第3条、第5条、第6条関係）

3 施行期日

公布の日

長門市草地条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

本条例は、肉用牛の飼育のための粗飼料の生産を行い、もって畜産の振興を図るため、設置する草地について、必要な事項を定めたものです。

条例で定める草地のうち三隅大里草地については、肉用牛の生産農家が他の農地を主な牧草地として活用しているため、草地利用の需要が減少し、十分な活用がなされていない状況です。

こうしたことから、当草地の有効活用を図っていくため、三隅大里草地を本条例で定める草地から除くもの。

2 改正の内容

草地の名称及び位置から「三隅大里草地」を削る。(第 2 条関係)

3 施行期日

公布の日

長門市金子みすゞ記念館条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

指定管理者制度による施設の管理運営が可能になるよう、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 開館日及び開館時間を規定（第 4 条、第 5 条関係）

これまで条例施行規則で定めていたものを条例で規定

開館日…原則、毎日

開館時間…午前 9 時から午後 5 時

(2) 入館料を別表で規定（第 8 条関係）

これまで長門市使用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 63 号）別表で定めていた入館料を条例で規定

※現行の入館料の額に変更はありません。

(3) 指定管理者制度を導入する場合に必要な事項を次のとおり規定（第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条関係）

ア 指定管理者による施設の管理が可能な業務を規定（第 12 条関係）

イ 指定管理者の指定に関する手続きを規定（第 13 条関係）

ウ 指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金の取扱いを規定（第 14 条関係）

エ 指定管理者が管理業務を実施することが困難となった場合の取扱いを規定（第 15 条関係）

(4) その他文言の整理

3 施行期日

公布の日

長門市香月泰男美術館条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

指定管理者制度による施設の管理運営が可能になるよう、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 開館日及び開館時間を規定（第 4 条、第 5 条関係）

これまで条例施行規則で規定されていたものを条例で規定

開館日…火曜日以外の毎日

開館時間…午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 観覧料及び使用料を別表で規定（第 7 条、第 8 条、第 9 条関係）

これまで長門市使用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 63 号）別表で定めていた観覧料、特別観覧料及び使用料を別表に規定

※現行の使用料と同額で規定

(3) 指定管理者制度を導入する場合に必要な事項を次のとおり規定（第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条関係）

ア 指定管理者による施設の管理が可能業務を規定（第 15 条関係）

イ 指定管理者の指定に関する手続きを規定（第 16 条関係）

ウ 指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金の取扱いを規定（第 17 条関係）

エ 指定管理者が管理業務を実施することが困難となった場合の取扱いを規定（第 18 条関係）

(4) その他文言の整理

3 施行期日

公布の日

財産の取得について（30m級先端屈折式はしご付消防自動車）

1 取得財産

30m級先端屈折式はしご付消防自動車 1台

2 納入場所

長門市東深川 1902 番地 1 長門市消防本部

3 入札の状況

令和3年8月2日に指名競争入札方式による入札を執行した結果、金229,350,000円（消費税及び地方消費税の額20,850,000円を含む。）をもって落札者を決定した。

4 受注者の状況

(1) 名称

株式会社クマヒラセキュリティ徳山営業所

(2) 事務所の所在地

山口県周南市野上町1丁目20

(3) 代表者

所長 中村幸一

5 仮契約の締結日

令和3年8月3日

6 納入期限

本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から令和4年3月31日まで

7 その他

(1) 予定価格 232,403,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（入札書比較価格 211,276,000円）

(2) 入札参加業者及び入札金額

入札参加業者	入札金額（千円）	備考
(株)クマヒラセキュリティ徳山営業所	208,500	落札 請負金額 229,350,000円 落札率：98.7%
(有)藤中ポンプ店	218,200	
(株)ハツタ山口	220,000	
三栄商事(株)	辞退	



物品購入仮契約書

この仮契約は、長門市議会の議決を経た後、長門市長が契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、本契約としての効力を生じるものとする。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 品名及び数量 | 30m級先端屈折式はしご付消防自動車 1台 |
| 2 | 規格、形式 | 別添「30m級先端屈折式はしご付消防自動車仕様書」のとおり |
| 3 | 契約金額 | 一金 229,350,000円也
(うち消費税及び地方消費税の額 20,850,000円) |
| 4 | 契約保証金 | 長門市財務規則第112条第6号により免除する。 |
| 5 | 契約履行期限 | 市議会議決の翌日から令和4年3月31日まで |

上記の事項について、発注者 長門市（以下「甲」という。）と、受注者 株式会社クマヒラセキュリティ徳山営業所 所長 中村幸一（以下「乙」という。）とは、次の条項により仮契約を締結する。

第1条 納入期限は、令和4年3月31日とする。

第2条 納入場所は、長門市消防本部とする。

第3条 乙は、30m級先端屈折式はしご付消防自動車について、上記期限までに山口運輸支局の登録を終えて納入するものとする。

第4条 甲は、物品を受け入れた日から3日以内に検収を行い、異常がない場合は、請求の日から30日以内に代金支払いを完了するものとする。

第5条 契約締結後、納入完了までの間に発生した事故に係る損害については、すべて乙の負担とする。

第6条 保証期間は、納入後1年間とし、メーカー等の公表する保証期間がこれを超える場合はメーカー等の公表した保証期間とする。ただし、保証期間後といえども設計、製作及び品質等の不良等に起因する故障又は欠陥については、無償で修理等を行うものとする。

第7条 この契約に定めない事項については、長門市財務規則の定めによる。

この契約締結の証として、この証書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年8月3日

発注者（甲）

長門市東深川1339番地2
長門市長 江原達也



受注者（乙）

周南市野上町1丁目20
株式会社クマヒラセキュリティ徳山営業所
所長 中村幸一



市の区域内の字の区域の変更について

1 趣旨

令和元年度地籍調査の完了に伴い、俵山及び日置上の区域内の土地の合筆等を行うことから、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により字の区域の変更を行うもの。

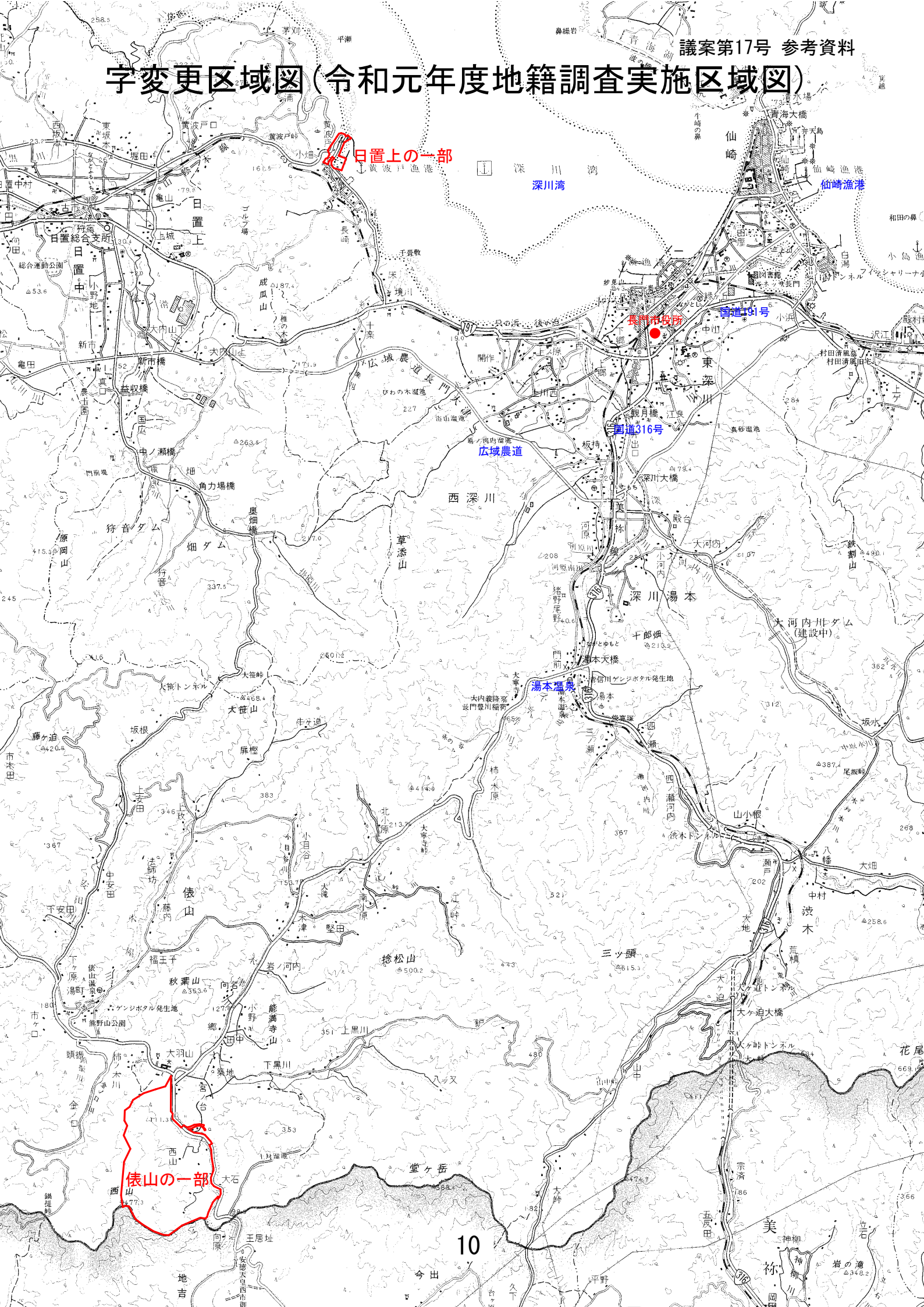
2 字の区域の変更となる土地

- (1) 長門市俵山字田床 12229 番 1 ほか 10 筆
- (2) 長門市日置上字小港 11601 番及び長門市日置上字小港 11603 番

3 施行期日

国土調査法第 19 条第 2 項の規定による山口県知事の認証のあった日

字変更区域図(令和元年度地籍調査実施区域図)

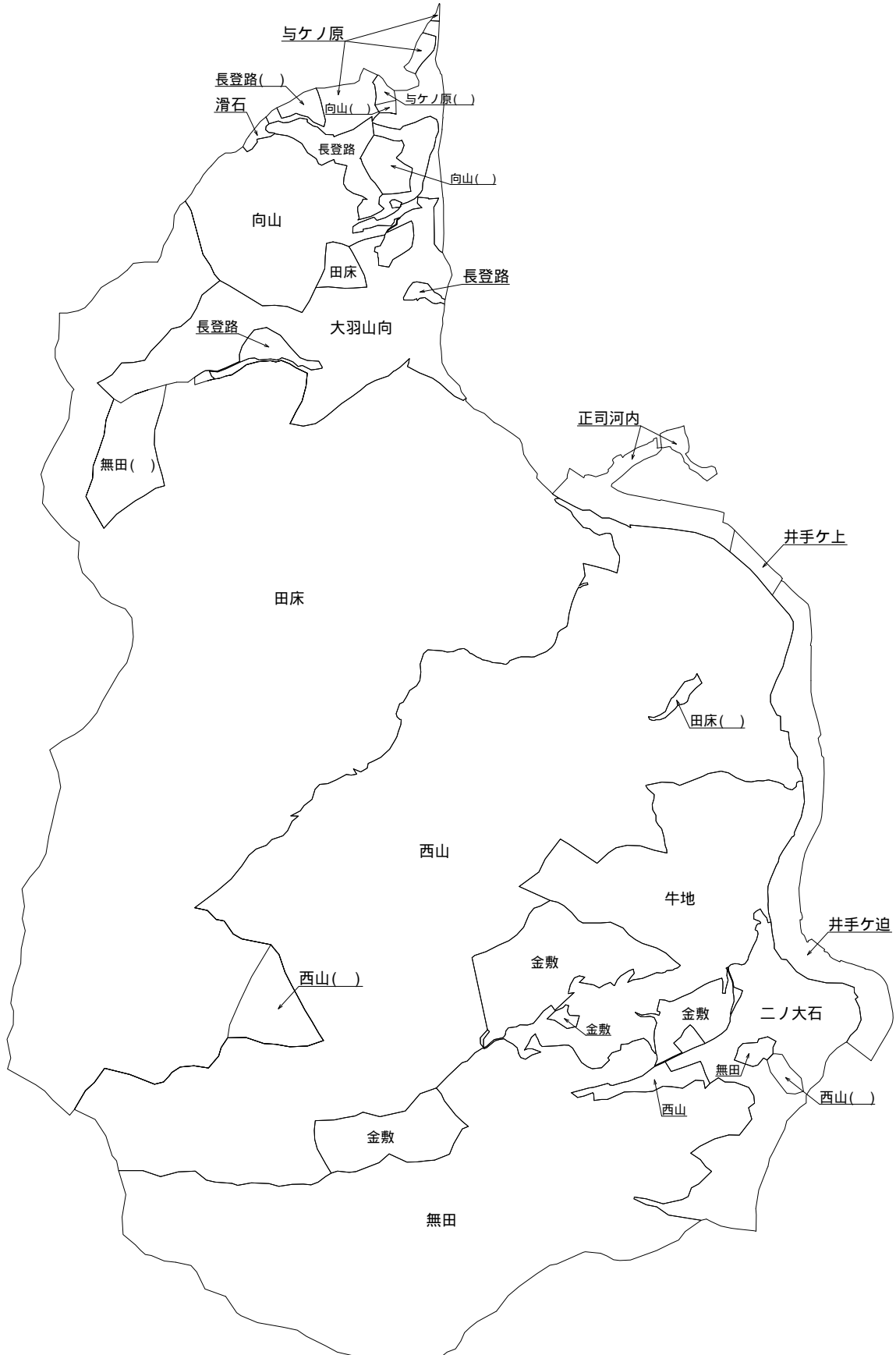


日置上の一部
↓ 眞波川 魚港

俵山の一部

令和元年度地籍調査実施区域図 字一覧図

【俵山の一部】
変更前字名()
S=1:9000

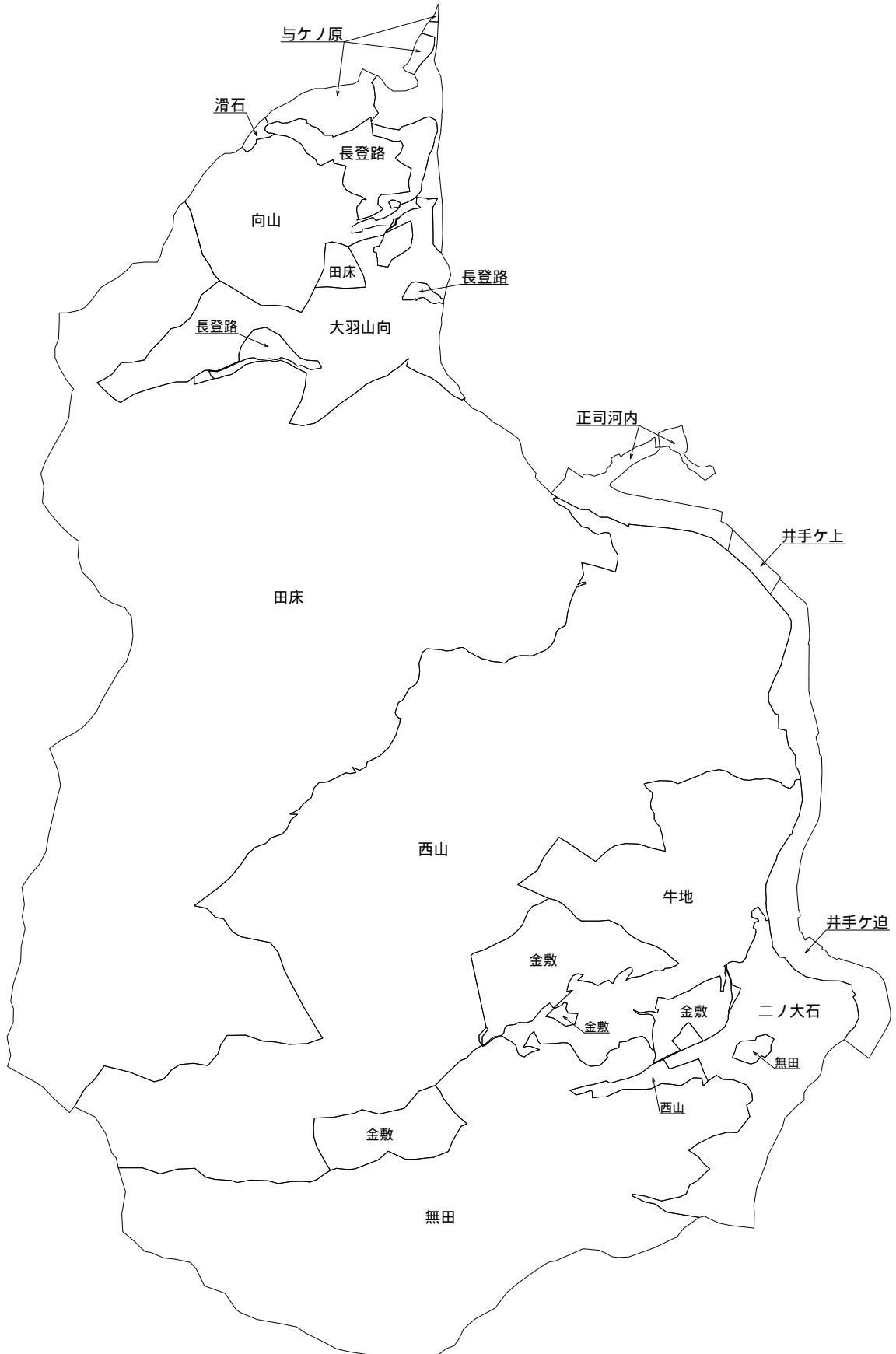


令和元年度地籍調査実施区域図 字一覧図

【俵山の一部】

変更後字名

S=1:9000

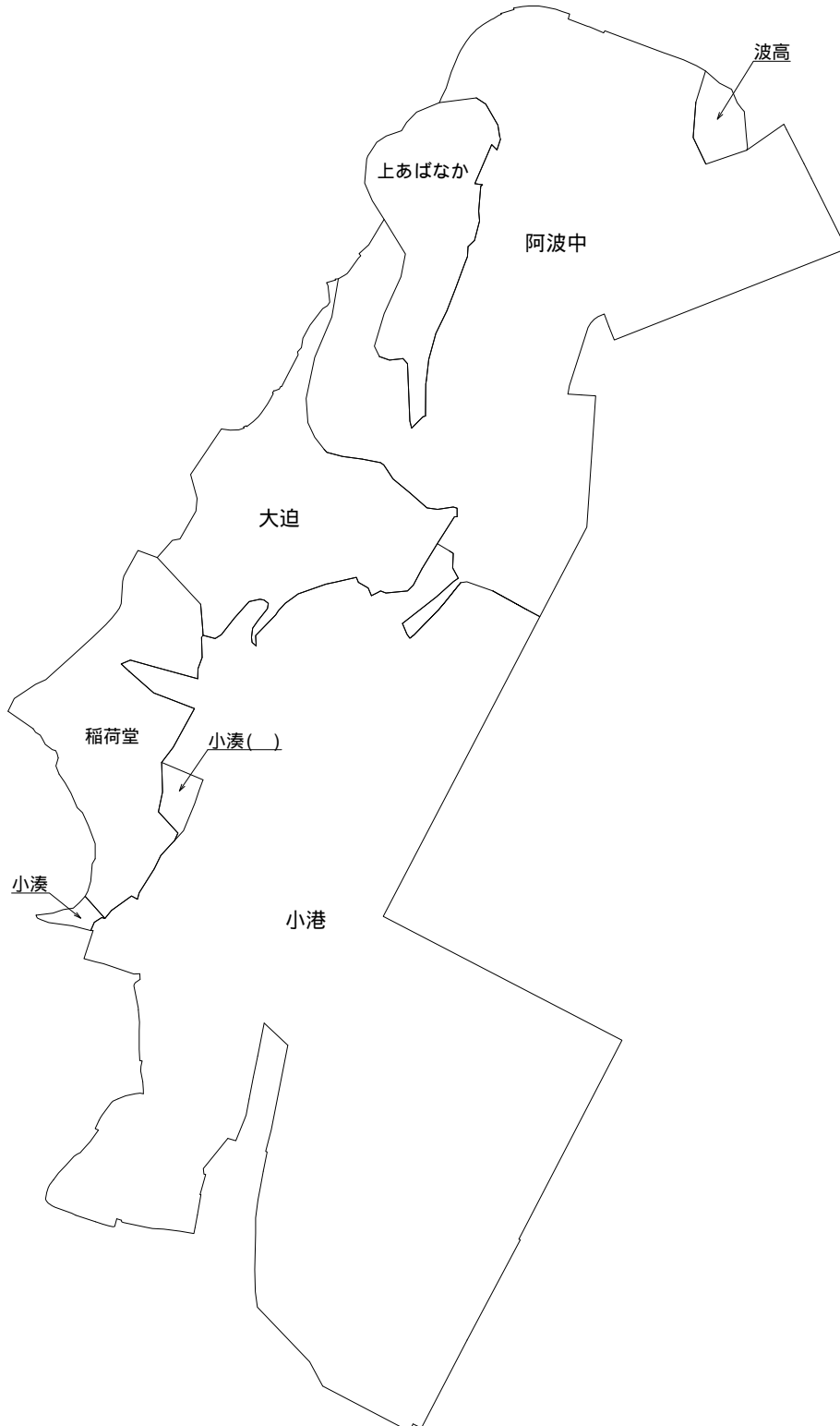


令和元年度地籍調査実施区域図 字一覧図

【日置上の一部】

変更前字名()

S=1:2500

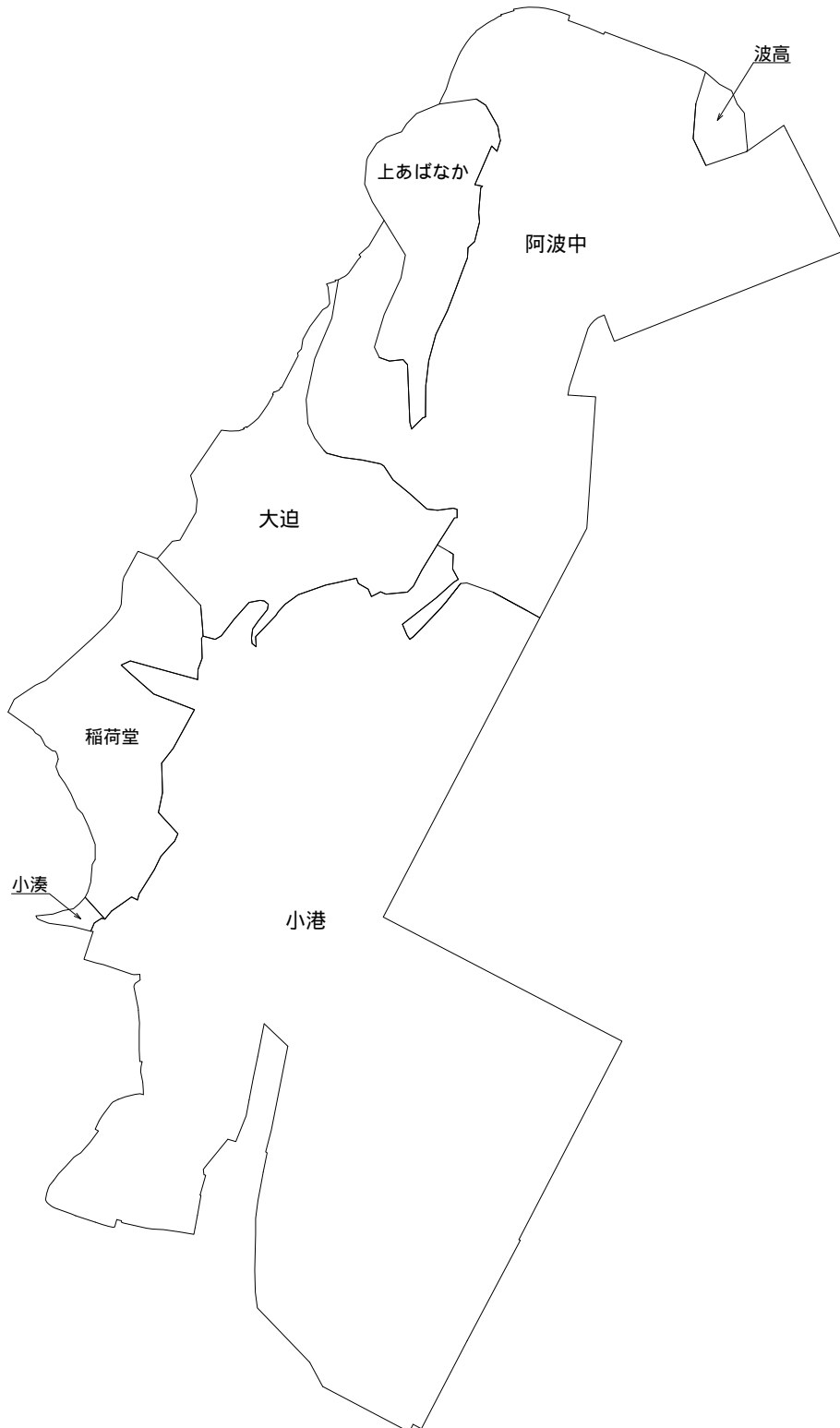


令和元年度地籍調査実施区域図 字一覧図

【日置上の一部】

変更後字名

S=1:2500



人権擁護委員候補者の推薦について

1 設置の趣旨等

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とし、各市町村に配置されるもの。選任にあたっては、市長が市議会の意見を聞いた上で候補者を法務大臣に推薦し、法務大臣が委員を委嘱します。

2 提案の理由

本市の人権擁護委員であります松野文雄まつのふみお氏の任期が本年 12 月 31 日をもって満了することに伴い、後任の委員候補者として金子宏道かねこひろみち氏を推薦することについて市議会の意見を求めるもの。

3 候補者の氏名・住所

住 所 [REDACTED]
氏 名 金子 宏道 (かねこ ひろみち)

4 候補者の略歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

5 委員の任期

令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日（3 年間）

(個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定めることについて）

1 事故の発生日時

令和3年6月9日 午後1時35分頃

2 事故の発生場所

長門市東深川 888 番地

3 損害賠償の相手方

住所

氏名

4 事故の概要

令和3年6月9日午後1時35分頃、長門市東深川所在の訪問先病院内駐車場において、公用車を後退させたところ、運転手の不注意により、駐車中の相手方車両右後方部に公用車の左前方部が接触し、相手方車両に損害を与えたものの。

5 損害の程度

(1) 相手方

ア 人的損害 なし

イ 物的損害 車両右後方部破損

(2) 市側

ア 人的損害 なし

イ 物的損害 車両左前方部破損

6 過失割合

過失割合については、市：相手方＝10：0

7 損害賠償の額

金 181,610 円

(内訳) 車両修理代 158,510 円

代車費用 23,100 円

(個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

権利の放棄について

令和2年度 債権管理条例により放棄した債権の概要（上下水道局分）

令和2年度において放棄した債権（私債権及び非強制徴収公債権）は、5人分163,022円となっている。

放棄理由の内訳は、
水道料金として

条例第12条第1項第3号該当分として、相続人なし等によるものが、2人分、30,284円で、債務者が死亡し、相続権のある者全員の相続放棄により請求不可となったものである。

条例第12条第1項第6号該当分として、生活困窮によるものが、1人分、96,464円で、債務者が高齢であり、今後の資力回復は見込まれないことにより生活保護受給前の滞納分について債権放棄したものである。

条例第12条第1項第1号（時効満了）、第2号（破産等）、第4号（徴収停止3年）、第5号（強制執行済み）によるものは該当ありません。

漁業集落排水使用料として

条例第12条第1項第3号該当分として、相続人なし等によるものが、1人分、10,491円で、債務者が死亡し、相続権のある者全員の相続放棄により請求不可となったものである。

農業集落排水使用料として

条例第12条第1項第3号該当分として、相続人なし等によるものが、1人分、25,783円で、債務者が死亡し、相続権のある者全員の相続放棄により請求不可となったものである。

漁業集落排水使用料、農業集落排水使用料ともに条例第12条第1項第1号（時効満了）、第2号（破産等）、第4号（徴収停止3年）、第5号（強制執行済み）、第6号（生活困窮）によるものは該当ありません。